

## 温暖化対策税に関する国民的な議論の展開に向けた当面の取組

平成 15 年 8 月 27 日

地球温暖化防止のための取組は、国民生活と密接に関係するものであり、政府の温暖化対策の巧拙は、国民の暮らしや経済に大きな影響を与えるものである。このような性格から、温暖化対策税を含む今後の温暖化防止のための政策は、国民皆で考え、合意形成を図って行くべきものである。このような考えの下、環境省としては、2004 年の温暖化対策の評価・見直しの結果温暖化対策税が必要とされた場合に備え、早急に下記の取組を開始し、専門委員会報告の周知、国民の意見の把握を行いながら、国民各界各層による幅広い議論を進めていく方針。

## 記

## 1. 国民各界各層との直接対話の実施

国民各界各層を対象とした「温暖化対策税に関する懇談会」(仮称)の全国各地での開催

自治体、民間団体の会合への積極的参加・説明

世論調査による国民の意向の把握とその結果の公表

## 2. パブリック・コメントの実施

地球温暖化対策税制専門委員会報告書に関し、本年 11 月末まで、国民や関係者からの意見募集を実施

その結果は、各地での懇談会等での御意見とともに、中央環境審議会に報告

## 3. 中央環境審議会における検討

総合政策部会及び地球環境部会に対し、地球温暖化対策税制専門委員会報告書を報告・審議(9 月以降できるだけ早い時期)

総合政策・地球環境合同部会の下に、「税制総合企画小委員会」(仮称)を設け、温暖化対策税制とこれに関連する施策とを総合的に検討する。年内は、各界各層の意見聴取と整理・集約を行う。